ｆ　それぞれの項に含まれる対象資産が明確でない場合には、説明を付すこと。
ｇ　イ欄からホ欄までには、引当金の控除後のエクスポージャー額を記載すること。
ｈ　イ欄には、エクスポージャーの全部が、自金融機関の採用する手法（標準的手法又は内部格付手法）において有効とされる担保、保証又はクレジット・デリバティブ（信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）として利用しない又は利用できないものを含む。）によって保全されていない場合には、当該エクスポージャーの額の合計額を記載すること。
ｉ　ロ欄には、エクスポージャーの全額から、イ欄の額を控除した額を記載すること。
ｊ　ハ欄からホ欄までには、エクスポージャーの一部又は全部が自金融機関の採用する手法（標準的手法又は内部格付手法）において有効とされる担保、保証又はクレジット・デリバティブ（信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、信用リスク削減手法として利用しない又は利用できないものを除く。）によって保全されている額（エクスポージャーの額を超過する部分を除いたヘアカット考慮後の保全実行により回収が見込まれる額）を記載すること。
ｋ　項番１から項番４までの項のイ欄及びロ欄の額は、それぞれ第二面の「オン・バランスシートの資産」の項番１から項番４までの項ニ欄の額と一致する。
ｌ　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。
ｍ　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第五面）
（単位：百万円、％）

ＣＲ４：標準的手法―信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用前のエクスポージャー		ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー		信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値（RWA density）
	資産クラス	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額		
1	現金						
2	日本国政府及び日本銀行向け						
3	外国の中央政府及び中央銀行向け						
4	国際決済銀行等向け						
5	我が国の地方公共団体向け						
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け						
7	国際開発銀行向け						
8	地方公共団体金融機構向け						
9	我が国の政府関係機関向け						
10	地方三公社向け						
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け						
12	法人等向け						
13	中小企業等向け及び個人向け						
14	抵当権付住宅ローン						
15	不動産取得等事業向け						